

多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例（**原案素案**）についての解説

□条例の構成

前文	2
第1条 目的	3
第2条 定義	4
第3条 基本理念	5
第4条 市民の役割	6
第5条 保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に係る者の役割	7
第6条 事業者及び医療保険者の役割	7
第7条 歯科医師等の責務	8
第8条 市の責務	8
第9条 基本的施策	9
第10条 委任	13

多摩市では、市民の誰もが健康で、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できる健幸都市を目指しています。

歯と口は、食べる、飲み込む、話すなど、私たちが健やかで幸せに生きていくためにとても大切な役割があります。歯と口の健康は、全身の健康にもつながるため、むし歯や歯周病などの歯科疾患の予防や、自分の口でしっかり噛んで食べるための口腔機能の獲得、維持及び向上などに取り組むことが大変重要です。

こうした取組は、むし歯や歯周病になってから始めるのではなく、生まれてから人生を全うするまで、生涯にわたって続けていくことが必要であり、家庭だけではなく、学校、職場、地域などにおいて集団で取り組むことや、かかりつけ歯科医を持って定期的に専門的なケアを受けることが大切です。

このため、私たちは、市民一人ひとりが正しい知識を持ち、歯と口の健康のための取組を行うことを促進するとともに、多摩市や歯科医師等を始めとして、保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に関係する者、事業者、医療保険者など、社会全体で協力し、誰一人取り残さない歯と口の健康のための取組を推進するため、この条例を制定します。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔^{くわう}の健康が全身の健康を保持し、及び増進し、並びに健康格差の縮小及び健康寿命の延伸を図る上で重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健（歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。以下同じ。）の推進に関する基本理念を定め、市民、保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に係る者並びに事業者及び医療保険者それぞれの役割並びに歯科医師等及び多摩市（以下「市」という。）の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ効果的に推進し、もって市民の誰もが健やかで幸せを実感できる社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

歯科口腔保健（歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持。法律と同じ定義）は、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしており、健康格差の縮小や健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸にもつながります。また、歯・口腔の健康が関わる疾病の予防等は、健全な食生活の実現や社会生活等の質の向上等に寄与するものです。

このため、歯科口腔保健の推進に関する基本理念、関係者の役割や責務、基本的施策を定めることで、多摩市全体で歯科口腔保健を推進し、ひいては市民の誰もが健やかで幸せを実感できる社会（健幸都市）の実現につなげていくことを目的としています。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 多摩市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う者であって、労働者を使用して当該事業を行うものをいう。
- (3) 医療保険者 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者をいう。
- (4) 歯科医師等 歯科医療等業務（歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「法」という。）第4条に規定する歯科医療等業務をいう。以下同じ。）に従事する者及びこれらの者により構成される組織をいう。
- (5) かかりつけ歯科医 市民が定期的に歯科に係る健康診査（以下「歯科健診」という。）を受け、継続的に口腔衛生管理を受け、又は必要に応じて歯科医療及び歯科保健指導を受ける歯科医師又は医療機関をいう。

(6) 口腔 唇、歯、歯肉、頬、舌、だ液腺等から構成されている口の中のことをいう。

【解説】

- (1) 市民 健幸まちづくりにおける市民と同様に、市内に居住する方だけでなく、市内に在勤、在学する方をいいます。
- (2) 事業者 民間企業等、市内で事業を行う法人等で、労働者を使用する（雇用する）者をいいます。
- (3) 医療保険者 市内に所在する、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う健康保険組合等をいいます。
- (4) 歯科医師等 歯科医療等業務（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務）に従事する方や、歯科医会などこれらの方により構成される組織をいいます。
- (5) かかりつけ歯科医 安心安全な歯科医療の提供のみならず、歯科健診を通じ、継続的な口腔健康管理や重症化予防のための適切な歯科医療および歯科保健指導を行うことができる歯科医師をいいます。また、地域の中では、地域住民の生涯にわたる口腔や全身の健康の維持増進に寄与するために必要な地域医療の責務を担うことができる歯科医師をいいます。

(6) 口腔 唇、歯、歯肉、頬、舌、だ液腺等から構成されている口の中のことを総称して口腔といいます。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、市民の誰もが健やかで幸せを実感できる社会の実現に寄与できるよう次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民が生涯にわたって歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得、維持及び向上に自主的に取り組むことを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までの年齢に応じた歯と口腔の特性及び多様な生活環境、社会環境等を踏まえ、適切かつ効果的に歯科口腔保健に係る取組を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野の施策との有機的な連携を図りつつ、それらの関係者の協力を得ながら、総合的に歯科口腔保健に係る取組を推進すること。

【解説】

市民の健幸を実現するため、市を始めとして社会全体で取り組む歯科口腔保健の推進に関する施策について、その基本理念を定めるものです。

- (1) 市民の生涯にわたる歯・口腔の健康を達成するためには、市民が自主的に歯科疾患の予防等(早期発見・早期治療を含む。)による口腔の健康の保持について取り組むことや、口腔機能の獲得、維持向上に取り組むことが重要です。~~あり、~~また、市民だけではなく関係者もこれらの取組を促進することにより、すべての人が、心身の成長や生活の質の向上、自尊心を高めることができ、歯科口腔保健のを推進へと繋げていくことが可能となりますするものです。

- (2) 歯科口腔保健の推進を適切かつ効果的に行うためには、様々なライフステージ(乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。以下同じ。)ごとの特性を踏まえて、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健の推進に引き続き取り組む必要があります。

また、現在の歯・口腔の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性や、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることから、多様な生活環境、社会環境等も踏まえ、所得格差、言語や文化の違い、障害の有無などにかかわらず、ライフコース※¹に沿った適切かつ効果的な歯科口腔保健の推進に取り組むものです。

- (3) 歯科口腔保健の推進は、市民が主体的に取り組むだけにとどまらず、市民一人一人が行う取組に加え、家庭、医療機関、障がい者(児)施設、介護保険施設、職場、幼稚園、保育所、認定こども園、学校及びその関係者、行政、歯科医師等、事業者、医療保険者等を含めた社会全体においてその取組を支援していく必要があります。市や関係者が施策を行うに当たっては、様々な歯科口腔保健の推進に関連する分野の施策との有機的な連携を図りつつ、それらの関係者の協力を得て、誰一人取り残さない歯科口腔保健施策を推進するものです。

また、歯科専門職(歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士)は、歯科専門職同士の連携はもちろんのこと、医療専門職(医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、言語聴覚士、栄養士等の歯科口腔保健に係る医療専門職)や福祉関係者(社会福祉士、介護福祉士等の歯科口腔保健に係る

る福祉関係者）その他の歯科口腔保健の関係者と相互に連携して、歯科口腔保健の推進に関する取組を実施するものです。

※¹ ライフコース：ライフステージで区分するのではなく、それぞれの人が人生をどのように過ごしてきたかを胎児期、乳幼児期から高齢期までつなげて捉える考え方です。また、歯周病がしやすい人が子どもの頃からの口腔ケアをどうしていたかを踏まえて事後のケアを考えるなど、その人がどのような人生を過ごしてきたかを踏まえて対応することをライフコースアプローチといいます。

第4条 市民の役割

（市民の役割）

第4条 市民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔に関する知識及び理解を深め、当該知識を正しく活用できる能力の向上に努めるとともに、生涯にわたって家庭、地域及び職域並びにかかりつけ歯科医における歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得、維持及び向上に自主的に取り組むよう努めるものとする。

【解説】

歯科口腔保健の推進に当たって、市民に求められる役割について定めたものです。この条例は「歯科口腔保健の推進により、市民の誰もが健やかで幸せを実感できる社会を実現すること」を目的としていることから、その主役である市民の役割について初めに定めています。

市や歯科医師等を始めとして、関係者の連携・協力により、歯科口腔保健の推進に係る市民の取組を支援していくのはもちろんですが、歯科口腔保健に係る取組を推進する上では、口腔に関する知識とその知識を正しく活用できる能力の向上と、生涯にわたって歯と口腔の健康保持をすることが非常に重要であり、そのためには市民が自主的にホームケア※²、コミュニティケア※³、プロフェッショナルケア※⁴による歯と口腔の健康保持に努めることが必要であることから、市民の自主的な取組をその役割として定めるものです。

※² ホームケア：家庭等で日常的に自ら行う歯磨きなどの口腔ケアをいいます。

※³ コミュニティケア：市や学校、職場等において、集団で行う口腔ケアや健康教育等をいいます。

※⁴ プロフェッショナルケア：歯科医師等による専門的な口腔衛生管理をいいます。

第5条 保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に関する者の役割

（保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に関する者の役割）

第5条 保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に関する者（歯科医師等を除く。以下「保健医療等関係者」という。）は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において市民の歯科口腔保健の推進を図るとともに、市、歯科医師等及び他の保健医療等関係者と緊密に連携し、協力するよう努めるものとする。

【解説】

歯科口腔保健の推進に関する法律第2条第3号に列举されている関連施策「保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育※」の分野において歯科口腔保健の推進に関連する業務を行う者（歯科医師等を除きます。）の役割について定めています。（保健所、医療機関、障害・介護施設、事業者や健診実施機関、学校等を想定）

これらの保健医療等関係者が、それぞれの業務において市民の歯科口腔保健を推進すること、また、市や歯科医師等との連携を行うことを役割として求めるものです。

※教育：学校（専修学校及び各種学校を含む。）、保育所等における教育及び図書館、博物館、公民館等の社会教育施設のほか社会において行われる教育をいいます。

第6条 事業者及び医療保険者の役割

（事業者及び医療保険者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、使用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、当該労働者が定期的に歯科健診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう、職場環境の整備その他の必要な配慮をするとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 医療保険者は、基本理念にのっとり、被保険者が定期的に歯科健診及び歯科保健指導を受ける必要性について周知し、その促進に努めるものとする。

【解説】

事業者は、業務において市民の歯科口腔保健を推進することや関係者と連携を行うことのほか、従業員の健康管理の一環として、定期的な歯科健診の受診や、歯科保健指導を受けられるための職場環境の整備など必要な配慮をするとともに、市の施策に協力するよう努めることを定めるものです。

また、医療保険者は、加入者の健康の保持増進のため、被保険者に対し、定期的に歯科健診や歯科保健指導を受ける必要性を周知し、その促進に努めることを定めるものです。

第7条 歯科医師等の責務

（歯科医師等の責務）

第7条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、良質かつ適切な歯科医療等業務を行うほか、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発その他の歯科口腔保健の推進に必要な取組を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、歯科医師等は、基本理念にのっとり、市、医療機関及び保健医療等関係者との緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市及び保健医療等関係者が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するものとする。

【解説】

歯科口腔保健の推進に当たり、歯科医師等が担う責務を定めています。歯科医師等は歯科口腔保健の推進の中心的な役割を担うため、「役割」ではなく「責務」としています。

歯科医師等は、良質かつ適切な歯科医療の提供に努めるとともに、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発を実施し、市との連携はもちろんのこと、地域連携クリティカルパス^{※1}や周術期等口腔機能管理^{※2}による医科との連携、その他関係者との連携を行うことや市や保健医療等関係者が実施する施策へ協力することなどを定めるものです。

※1 地域連携クリティカルパス：それぞれの医療機関の役割分担に基づき、急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いることにより、施設間の壁を越えて一貫した治療の流れを確立するためもので、医療連携体制に基づく地域完結型医療を具体的に実現することを目的としています。

※2 周術期等口腔機能管理：がん（悪性腫瘍）などの疾患を含めた治療の周術期などにおいて、歯科医師や歯科衛生士が専門的に口腔機能管理を行うことをいいます。

第8条 市の責務

（市の責務）

第8条 市は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、歯科医師等、保健医療等関係者、事業者、医療保険者等と連携し、及び協力して歯科口腔保健を推進するものとする。

【解説】

歯科口腔保健の推進に当たり、市が担う責務を定めたものです。市は歯科口腔保健の推進の中心的な役割を担うため、歯科医師等と同様に「役割」ではなく「責務」として定めています。

市は、市民自らが実施する口腔ケアの適切な方法その他の歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発等の施策など、第9条の基本的施策に掲げる歯科口腔保健の推進に関する施策により、市民や関係者の歯科口腔保健の推進を支援するとともに、これらの施策を総合的かつ効果的に実施する責務があること、また、歯科医師等その他の関係者と連携し、歯科口腔保健を推進していくことを定めるものです。

第9条 基本的施策

(基本的施策)

第9条 市は、東京都、歯科医師等、保健医療等関係者、事業者、医療保険者等と連携を図りつつ、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民自らが行う口腔ケアの適切な方法その他の歯科口腔保健についての正しい知識の普及啓発に関する施策
- (2) 定期的な歯科健診の受診の促進並びにかかりつけ歯科医による専門的な口腔衛生管理及び必要に応じた歯科保健指導を定期的かつ継続的に受けることの普及啓発等に関する施策
- (3) 乳幼児期から高齢期までの年齢に応じた歯科疾患の罹患及び重症化の予防に関する施策
- (4) 地域及び職域における集団での歯科口腔保健に関する取組、健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第4条に規定する健康増進事業をいう。）、食育の推進その他の歯科口腔保健の推進に関する施策
- (5) 障がい者、介護を必要とする者その他歯科口腔保健に関し特別の配慮を要する者が定期的に歯科健診を受け、必要に応じて歯科医療及び歯科保健指導を受けることができるようにするために必要な施策
- (6) 災害時における歯科医療体制の整備、歯と口腔に係る健康被害の予防等に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な施策

- (1) 市民自らが行う口腔ケアの適切な方法その他の歯科口腔保健についての正しい知識の普及啓発に関する施策

【解説】

市民アンケートでは、歯科口腔保健に関する知識不足が明らかになりました。例えば、歯周病と喫煙や、様々な疾患（糖尿病、心筋梗塞、誤嚥性肺炎など）との関連性を知っている方の割合は、東京都の調査と比較して低くなっています。幼少期からの習慣が大切であり、正しい知識の普及啓発が非常に重要であると考えられます。また、医科と歯科の連携も推進していく必要があります。

<具体的な取組例>

- ・ 歯周病や歯周病に関連のある疾患や歯の重要性についての知識の普及啓発
- ・ 幼稚園・保育園、小学校、中学校で、各年齢に応じた必要な知識や口腔ケアの習慣の大切さ、親世代に必要な知識等の普及啓発を行う。
- ・ 公共施設など乳幼児期の保護者が良く見る場所へのポスター掲示
- ・ 医科歯科連携の取組への支援

など

(2) 定期的な歯科健診の受診の促進並びにかかりつけ歯科医による専門的な口腔衛生管理及び必要に応じた歯科保健指導を定期的かつ継続的に受けることの普及啓発等に関する施策

【解説】

市民アンケートでは、かかりつけ歯科医を持つ方の割合は、小学校、中学校、高等学校と減少し、成人、高齢期では増加するものの、東京都の調査と比較して低くなっており、歯科にはトラブルがないといかない、忙しいから、時間がないからいかないなどの意見がありました。

セルフケアだけでは十分に口腔ケアができないことや、定期的なプロフェッショナルケアの必要性について啓発することが必要であると考えられます。

<具体的な取組例>

- ・ かかりつけ歯科医の機能を正しく理解し、生涯を通じて口腔ケアに取り組むとともに、かかりつけ歯科医で定期的に歯科健診や予防処置を受けることの啓発

など

(3) 乳幼児期から高齢期までの年齢に応じた歯科疾患の罹患及び重症化の予防に関する施策

【解説】

乳幼児期及び学齢期のむし歯予防、妊娠期を含む成人期の歯周病予防、高齢期の全身のフレイルにつながるともいわれる摂食嚥下機能低下や口腔機能低下の予防や早期の対応など、年齢に応じた特性や、ライフステージ別だけではなく、多様な生活環境や社会環境を踏まえ、ライフコースに沿った予防の施策の展開が必要であると考えられます。

<具体的な取組例>

- ・ 幼稚園・保育園、小学校、中学校で、各年齢に応じた必要な知識や口腔ケアの習慣の大切さ、親世代に必要な知識等の普及啓発を行う。(再掲)
- ・ 口腔ケアの知識や歯周病予防の大切さ、かかりつけ歯科医を持ち定期的に受診する意義等の普及啓発
- ・ 法に基づいた歯科健診や歯周病検診、後期高齢者歯科健診の実施
- ・ 学校等におけるブラッシング指導、フッ化物塗布の実施
- ・ 多数のむし歯のある子どもや保護者に対する支援
- ・ 介護予防事業の実施

など

(4) 地域及び職域における集団での歯科口腔保健に関する取組、健康増進事業、食育の推進その他の歯科口腔保健の推進に関する施策

【解説】

健康に関する様々な事業における歯科口腔保健に関する取組の推進や、学校などにおけるコミュニティケアの取組の推進が、歯科口腔保健の推進につながります。また、歯と食は密接に関係しているため、口腔機能が十分でなければ、食を楽しむことや、栄養をとることに支障が生じます。食育の観点では、しっかりと噛んで食べることが、口腔機能の発達や低下予防につながります。

<具体的な取組例>

- ・ 学校や企業におけるコミュニティケアの重要性の普及啓発
- ・ 学校等におけるブラッシング指導、フッ化物塗布の実施（再掲）
- ・ 法に基づいた歯科健診や歯周病検診、後期高齢者歯科健診の実施（再掲）
- ・ 食育の推進や生涯を通じて食事や会話を楽しむことができる口腔機能の維持を支援
- ・ 口腔機能の獲得や維持・向上の取組、適切な栄養摂取の必要性を啓発

など

(5) 障がい者、介護を必要とする者その他歯科口腔保健に関し特別の配慮を要する者が定期的に歯科健診を受け、必要に応じて歯科医療及び歯科保健指導を受けることができるようにするために必要な施策

【解説】

施設へのアンケートでは、障がいをお持ちの方や介護を必要とする方は、歯科受診の機会が限られることがあるなど、定期的に歯科健診を受けられる体制の確保が課題であることが明らかになりました。また、家族や介護者においても、口腔ケアの重要性や実際の方法などの啓発や、研修の実施などが必要と考えられます。また、嚥下機能評価や訪問診療などの周知が進んでないことが課題となっています。

なお、ここでいう「障がい者」は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があり、これらの障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」をいい、成人だけではなく児童も含みます。

<具体的な取組例>

- ・ 「摂食嚥下機能診療」や「障がい児者歯科診療事業」の実施
- ・ 障がい者が身近な地域のかかりつけ歯科医を受診しながら、必要な時に地域で専門的な歯科医療を受けることができるような障がい者歯科医療体制の整備・充実の推進
- ・ 在宅での口腔ケアの重要性や方法などの啓発や研修の実施
- ・ 嚥下機能評価や訪問診療の周知
- ・ 多数のむし歯のある子どもや保護者に対する支援（再掲）

など

(6) 災害時における歯科医療体制の整備、歯と口腔に係る健康被害の予防等に関する施策

【解説】

災害時においては、医科による医療だけではなく、適切な口腔ケアによる誤嚥性肺炎の予防など歯科医療も非常に重要となります。ライフラインの復旧までには飲料水すら不足しているため、歯磨きなどができずに口腔内の状態が悪化し、誤嚥性肺炎により亡くなってしまうなどの事態が実際に起こっています。

このため、災害時における歯科医療に係る体制整備や、災害時の歯科口腔に係る健康被害の予防についての施策を実施します。また、災害時に義歯を持ち出すことや、非常持出用品として歯ブラシ等の口腔ケア用品を準備することの重要性についての周知啓発を行います。

＜具体的な取組例＞

- ・ 災害時の歯科保健医療活動に関するマニュアルの整備
- ・ 非常持出用品として口腔ケア用品を準備する重要性等の周知啓発

など

(7) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な施策

【解説】

上記(1)～(6)に当てはまらない施策であっても、歯科口腔保健の推進に必要な施策については、本条例の基本的施策として推進するものです。

第10条 委任

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、多摩市長が別に定める。

【解説】

この条例に定めること以外で条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めることを定めるものです。

ここでは、市が、歯科口腔保健の推進に関する施策を推進するために基本的施策の実施に係る評価指標を設定するとともに、必要な調査及び分析を行い、当該指標の評価を行うことなどを想定しています。